

## 報告1 所有権移転登記等請求訴訟の最終報告について

令和4年5月18日に所有権移転登記等請求事件として、原告、飯沼喜市郎外1名、被告酒々井町とする訴訟が提起されました。

3回の弁論準備手続きを経て令和5年3月24日に東京地方裁判所にて町の道路用地を除き、4分の3を飯沼喜市郎に4分の1を子安祥子に時効取得を原因とし、当該土地所有権の一部移転登記をするよう判決が言い渡されました。

その後、判決に基づき村中持ちであった土地を一旦町の所有とするため所有権保存登記を行い、合筆登記及び分筆登記などの手続きを経て、令和6年1月22日に判決通り一部所有権移転登記が完了しました。

## 報告2 酒々井町下水道事業における「適正な使用料の在り方」についての答申書の受領について

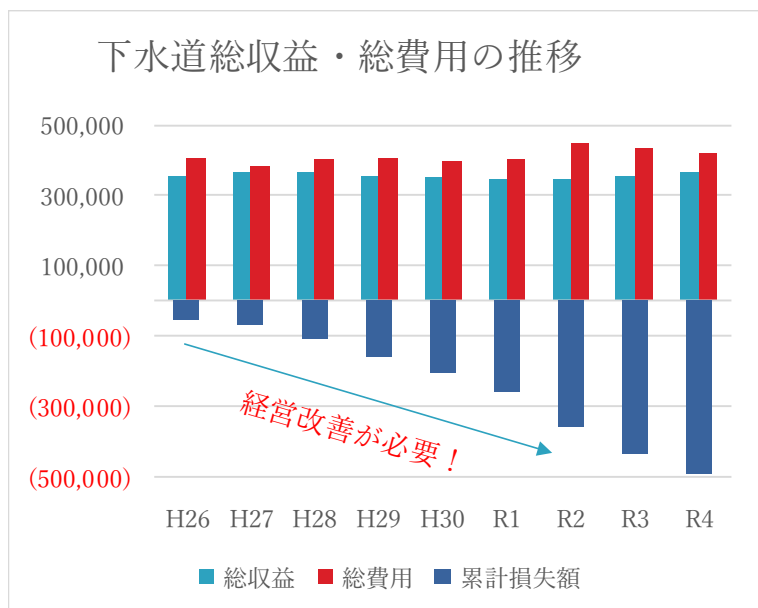
～安全・安心なサービスを利用者に提供するために～

### 下水道使用料について改定が必要です

町下水道事業会計は、平成26年度に公営企業会計を導入以降、単年度収支において連続して赤字決算となっており、汚水処理に係る経費が利用者の使用料で賄えていない状況から、事業の経営改善が求められています。

このような状況の中、老朽化した管渠等、施設の更新が数多く控え、今後ますます投資規模が拡大することが想定されます。

それら整備費用等の財源確保、引き続き安全で安心なサービスを利用者に提供するために、「適正な下水道使用料の在り方」について町上下水道事



業運営審議会に諮問したところ、現在の下水道使用料について改定が必要である旨の答申書を受領しました。

今後については、答申書の趣旨に沿って、下水道使用料の改定方針を定めたいうえで、具体的な算定作業を進めてまいりたいと考えています。

### 報告3 酒々井町地域創造発信拠点施設まるごとしすい指定管理者の候補者選定までの経緯について

#### ～株式会社マグネットと指定管理者仮協定書を締結した経緯～

まるごとしすいは、中小企業や小規模事業者の経営基盤強化を図るため、特産品開発や販路の支援、商品の展示、販売等の支援を行うとともに、町内へ広く誘客を図るための観光案内所機能を併設した施設です。令和元年10月から直営により管理運営をしてきたところですが、民間経営のノウハウや自由な発想を活用し、より効果的、効率的に管理経費の節減や来館者へのサービス向上を図るため、指定管理者を公募したところ、3社から応募があり、酒々井町指定管理者選定委員会において審査した結果、株式会社マグネットが指定管理者候補者として適正であると選定され、同社と指定管理者仮契約書を締結しました。



### 報告4 青少年交流の家に係る提訴の経過報告について

令和5年12月議会において行政報告させていただきましたが、その後の経過を報告させていただきます。

令和5年11月7日に第34回弁論準備手続に引き続き、令和6年1月22日に第35回弁論準備手続が行われ、原告・被告双方から証拠説明書及び証拠が提出され審議されました。



次に令和6年2月16日に証人尋問が行われ、原告側証人及び被告側証

人に対し、原告被告側代理人双方から証人に対し尋問が行われました。

次回の予定は、裁判所が証人尋問調書を3月中に作成し、その後日程調整が行われ、4月下旬から5月中旬頃に開催される予定です。

～裁判経過の概要～

工事名	(仮称)中央台青少年交流センター新築工事
受注者	(株)ヤマロク
構造・面積	木造平屋建・延べ床面積 63.71 m <sup>2</sup>
契約日・契約金額	H27.11.19・11,755,638 円
工期	H27.11.20～H28.3.25

H28.3.31 工期内未完成のため酒々井町が契約を解除、通知  
(出来高精算による建物の引き渡し他を求める)

H30.4.16 建物の引き渡しを求めるため提訴  
(原告：酒々井町 被告：(株)ヤマロク)

H30.6.7 第1回口頭弁論

H30.8.2 第1回弁論準備手続

R元.10.16 第9回弁論準備手続 (被告(株)ヤマロク側から 24,460,791 円  
の支払い他を求める反訴状の提出)

R3.1.25 第17回弁論準備手続  
(当該工事の(株)ヤマロクの下請会社(給排水工事)が(株)ヤマ  
ロクを訴えた裁判が、本件裁判と併合)



R5. 7.21 第32回弁論準備手続  
調停査定案 1,400 万円が示され、原告・被告に内容の精査が求  
められる

R5. 9.19 第33回弁論準備手続  
調停査定案を精査した書類を提出するも一切認められず、調停  
査定案 1,400 万円による和解受入れの判断を求められるも、回  
答を持ち帰る

R5.10. 6 町顧問弁護士との協議  
以下の理由により調停査定案を受け入れないことと決定した  
①調停金額 1,400 万円が当初契約金額 1,175 万 5,638 円及び町  
が積算依頼した出来高金額 750 万 3,006 円と大きな乖離があ

ること

- ②和解案の根拠とする公共工事の品質確保の促進に関する法律のみであり、入札制度及び契約に対する配慮がないこと

(同内容を、裁判所及び町議会議員へ報告)

R5.11.7 第34回弁論準備手続き (調停案の不成立の確認)

R6.1.22 第35回弁論準備手続き

R6.2.16 証人尋問 (現在に至る)